

芦屋市条例第5号

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例

芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の事務部局の職員 <u>569人</u> (3)・(4) (略) (5) 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>123人</u> (6)～(9) (略) (10) 合計 <u>1, 128人</u>	(定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 市長の事務部局の職員 <u>550人</u> (3)・(4) (略) (5) 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 <u>158人</u> (6)～(9) (略) (10) 合計 <u>1, 144人</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。